

平成19年度第4回市民協働推進委員会 会議要録

日時：平成19年12月22日(土) 午後1時30分～4時50分

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

◎出席委員

関谷委員長、高岡副委員長、木田川委員、浅野委員、植木委員、松崎委員、渡辺委員、竹内委員、鈴木アドバイザー、福川アドバイザー

◎欠席委員等

松林委員、安蒜委員

◎事務局職員

坂上市民活動推進課長、片貝副主幹、江波戸副主幹、亀田主査、上野主査補、小田主任主事、宮崎主任主事、伊東政策調整課長、鈴木主査補

◎傍聴

2人

1. 開会

- ・事務局により開会。事務連絡あり。

松林勝委員が、市の監査委員として選任され、10月1日付けでお辞めになったため、現在、新委員の手続きをしている。また、佐倉商工会議所から推薦いただいた安蒜嘉榮委員が、同会専務理事を退かれたため、後任の委員選出を同会にお願いしている。

2. 委員長挨拶

条例施行後、少しずつ市民協働の流れが盛り上がりを見せてきている。本委員会としては、佐倉市における市民協働の更なる展開を目指して様々な役割を果たしていきたい。市民協働事業をどのように運用していくのかという部分について、委員会の役割は非常に大きい。本日は、これまであがってきた市民提案事業のあり方や評価方法の見直しについて検討していきたいので、よろしく願いしたい。

3. 協議事項

①市民協働事業（市民提案型）について

委員長:本日の協議の確認。1点目として、市民提案型の評価方法を中心に、幾つかの問題点があったので、各委員からの意見を踏まえて事務局から案を提案していただいた。事務局の説明後、審議をしていただく。2点目として、前回の委員会で提示のあった行政提案型事業のあり方について、制度設計の確認を行う。事前に委員から意見をいただいております、それらを踏まえての制度案の内容について審議を行う。最初に、市民提案型について、事務局から説明を願う。

事務局:資料1、委員から意見概要については、右側に掲載させていただいた。①の事業費査定必要性。点数による評価を行っていただいて金額については事務局で決定し

た。事業費査定については時間を多く費やしている、という意見が多かった。②事業の評価及び選定の基準の必要性。足切りラインの設定について提案をさせていただいた。③書類審査の限界について。本年度の審査の中でプレゼンテーションを聞かないと評価できない事例があった。プレゼンテーションの必要性について提案させていただいた。次に、資料 2 の1は、これまでの会議の中で既に決定されている事項について。2 ページ、(2) ①事業費査定の除外、②は次ページ以降で説明。3 ページは委員会所掌分としての制度の基本的な考え方について。①評価項目配点について、どういう項目が必要か。1 点目は概要として、法的要件等の諸条件をクリアすること。具体的評価項目は(2)、項目を大きく6項目に分け、一人当たり30点とした。1、活動への熱意については、プレゼンテーション、提出書類を踏まえての評価。2、的確な課題把握、3、的確な対応策、4、成果達成の実現性、5、協働で行うことの有効性、6、公益性の確保。クラブ財の取扱いに関する意見を踏まえたものになっている。5 ページの足切りラインを設けた理由については①から③である。足切りラインの設定については、評価表をもとに、概ね 3 分の2以上が良いと思われる。流動的な部分は空欄にしてある。評価及び選定の基準の設定については、第1段階、第2段階、さらに足切りラインを越えた団体の中から、支援すべき事業として推薦いただきたい。次に、満額補助できない団体の扱いについて、ケースを参照して説明。6 ページ、ケース1から5について。ケース3から5について得点に応じた事業費補助の提案があったが、実質的な事業費査定をされることになる。また、基本的に満額がつくことはないので、事業を遂行できない可能性がある。市所掌分として、当落線上の団体について、事業費は満額出せないが、それでも事業を行いたいということで、事業の目的・効果を変えないということであれば、支援を行う。7 ページ、プレゼンテーションへの参加について。例外規定を設けてある。

委員長:これまでの会議では、事業を審査し、申請に値する団体の選定を行ってきたが、選定過程において、現在のやり方では支障があるのではないか。今年度は、基本的に各委員が出した点数を合計し、全委員の評価額を平均値化して金額を決定してきた。まずは、市民協働事業に値するのかどうかという部分が、この委員会として見出だせていないので、この委員会で評価することにどれだけ意味があるのか、といった意見が多かった。そもそも市民協働事業になっているのかどうかを見極めるのが、委員会としての大きな役割ということがあった点を踏まえた事務局の提案になっている。金額についても本年度については、それぞれの委員の評価に応じながら、満額がいいのか、あるいは、減額する場合にはどの部分に問題があるから幾ら減額するというので、これも明確な基準がある訳ではなかった。各委員の判断に応じながら、満額、あるいは、減額して金額を出し、それを平均して最終的な補助額を決定するやり方をとっていたが、金額を決めるということはこの委員会でそもそも行うべきなのかどうか。委員会で判断すべきは、どの事業にどういう評価を与えるべきなのかの主で、細かい金額は決める必要があるのか、という意見もあった。事務局の案では、金額を最終的に決めるにあたっての選定方法、基準、仕組みという部分を整える必要があるのでは、という視点で提案をいただいている。また、今年度はプレゼンテーションを欠席する団体もあったが、申請書類だけではその団体の活動内容等が見極められないので評価ができず、後日プレゼンテーションを行うケースがあった。今後、そのよ

うなケースも考えられるので、プレゼンテーションを条件にすることも必要だと思う。

委員:資料 2 の 8 ページ、当落線上の事業については、申請団体に対し、減額した事業、減額した助成金で申請した事業を行えるかを聞き、それでも行うということであれば助成金を満額決定し、そうでなければ結局0点になるということか。団体が事業を申請する時には、最初の予算で計画を立てているが、そのお金を作り出せないで申請しているのだと思う。事業内容の変更なしに減額した決定金額で事業を行うのは、最初から無理な話なのではないか。この部分なら削って事業ができないか、というような枠を少しあげておかないと、金額は減額するが、事業内容は変更できないということであれば、最初からできないと言っているのと同じ。もし、減額して残った部分を振り分けるということが可能なら、その点は考慮しなくてもいいのか。

事務局:資料のケース1については、満額を助成した場合に、助成金の予算残額を団体に有効に活用していただくという趣旨。例えば、予算残金 10 万円に対し、申請額は 30 万円として、残金を有効に活用していただくため、残金 10 万円でも事業を実施できるか、団体の了解が得られた場合に助成するという趣旨で掲載させていただいた。

委員:話がそこから入ってしまうと逆転してしまう。委員長の話のように、この委員会では、まず、その事業を市民協働事業として採択するのかどうかということを決定する。金額の部分について多少なりともアドバイスしたいということであれば、今の話が出てきてもよいと思うが。まずは採択、不採択をした方がよいと思う。

委員長:この委員会で事業をどのように採択するのか、ということで、事務局案では足切りラインを提案された。これまで審査した事業の中には、果たして協働事業になっているのかどうか、という疑問を持った委員もいたかと思う。結果として0評点だった事業をどう扱うのか、というのが一つのポイントであった。例えば、0 点を出した委員が、3、4 人いた場合でも合計点で考えていくべきなのか、あるいは、0 点が一人でもいれば別の判断をするべきなのか、という議論が出た。まずは、足切りということはどう考えるのかについて意見をいただきたい。この足切りについては、8 ページにあるように、一定点数に満たないものについては申請の対象としないという判断を意味している。先ほどの説明だと、3分の2から2分の1の判断基準で考えるのではないか。例えば、一人 30 点で 10 人合計 300 点の内、何割以上を申請の対象とすべきなのか。基準に満たないものは対象にならないので足切りとなる。足切りラインを設けるのであれば、どのぐらいの割合とするか。まずは、この点について意見をいただければ。先ほどの満額補助、一部補助については、その次に考えたいと思う。

アドバイザー:足切りラインと言うと、もう少し客観的な物差しで計り、この委員会としては審査しないというような意味ではないか。この委員会としては、点数をつけなくてはならなくなるので、プレゼンテーションを聴いた上で、評価しなくてはいけない。事務局としては、金額の配分時に足切りをするだけなので、この委員会の作業量は変わらないのではないか。

委員:足切りラインについては、申請団体数が少ない時に何でも助成されてしまうのではないかと、という懸念から出てきた。今年度は申請団体数が少なかったため、この事業はどうかと首を傾げるような事業でも予算があるので助成できるという感じになった。

アドバイザー:そういう趣旨ならば、足切りとは言わず、別の言い方。通常の足切りの機能は、

作業量をカットするため。金額の査定の方だけでも作業カットできるという意味では足切りと言えなくもないが、これは委員会の作業量を減らすものではない。

委員:最初にこの委員会で0評価した事業の中には、採択したくないという気持ちから0評価をしたので、事業の評価と、助成金額を別立てでは考えられなかった。それを整理することで、今回の意見が出てきたのは理解できるが、市民協働を育てていくためにもできるだけ市民に還元していくのか、それとも、事業内容をきちんと評価して、評価に値するものだけに助成するのか。その辺をどのように捉えて採択・不採択について判断すればよいのか分からなかった。

アドバイザー:後で評価項目については議論をしなければいけないと思うが、0評価について言うと、評価項目の中に優先度をつけて、優先度の中で0点がついたら駄目というようなことをしないとイケない。0点が資料の前提条件の項目と同じぐらいの意味を持つてしまう。評価項目の中にネガティブチェックとポジティブチェックがあるので、もう少し訂正する必要があるかもしれないが、0点がネガティブチェックの意味を持つのであれば、そこには基準を設けておかないと0評価はできない、あるいは、0点がついたら不採択というような基準をどこかで作っていく必要はある。

委員長:評価する前段階として、そもそもプライオリティをつけることに値するのかどうかということで、0点がついたら評価対象にしないということにして、0点がつかなかったものについて優先順位をつけていく、ということは一つの区別としてはあるかと思う。

委員:評価時に格差があった。色々な知識とか、インフラを勘案して0点から100点になっていると思う。そういう点を考慮して足切りラインを設けたと思うが、事業説明や書類作成など、能力には個人差があり、説明や資料作成が上手い人、下手な人、という概念が入ってくる場所が問題。プレゼンテーションの能力差によって差ができてしまう。4ページの公益性の確保については、提案事業のエリアが狭いものであっても、広がりのあるようなものの視点で考えることも必要であり、足切りという視点はどうかと思う。そのような情報が流れてしまうと、どうせ申請しても無理という話になる。

委員長:申請事業に優先順位をつけて、金額の違いによって評価をするということか。

委員:もう少し改善すれば助成できるといった視点が必要ではないか。

委員長:0評価や助成金額を0円にするよりは、少しでも助成していくという考え方。

委員:そもそも0評価は、評価する側にも問題があると思った。

委員:介護保険制度だと、コンピュータによる1次判定で、機械的に行っている。実際には調査員が、5メートル歩けるか、1メートル先が見えるかという判定を行うが、コンピュータによる客観的評価で1次判定を行う。例えば、4ページの諸条件の評価で、法的にどうか、政治活動かどうか等、この辺は点数を出しやすい。事務局判定の行政判断を1次判定として点数を出してもらおう。介護判定の場合だと、最終的に2次判定を行い、1次判定の評価点を、委員会で要介護度の評価修正を行う。このようにすると、比較的客観性は確保できる。我々もプレゼンテーションを受けるので、その中で評価を変更して予算の方は事務局に引き渡す、という方法もある。

委員長:まず、委員会開催前に、申請段階で事務局において1次判定を行う。基準をどうするかという問題については客観的基準を設ける。委員会にあげるべきかどうかを、事務局

の段階で行う。2次審査として優先順位をつけるのが、本委員会の役割となるのか。

委員:行政と民間活動・市民では見方のスタンスが違うので、1次判定で0評価でも全部委員会にあげてもらい、2次判定を行うという考え方。

委員:評価・判定についての点数の部分だが、0評価もあってよいと思う。0点があったときにもう一度話し合う。逆に0評価がないと言うのもおかしいと思う。

委員長:評価のあり方として、委員会として0評価を出すのは当然で、それで終わりという訳ではなく、更に次につながるようなアドバイスを補足し、改めて申請し直してもらう。3人の委員からそれぞれ違う意見を出していただいた。一つ目は、申請した団体には少しでも補助をしてあげた方がよいのではないかと、0評価はなるべくやめて、申請金額の1割、2割かもしれないが、それでも助成した方が市民協働事業や団体の育成ということにつながるのではないかと、という意見。二つ目は、評価を2段階に分けて、1次段階では、行政の視点で評価をする。その結果を委員会で2次審査し、委員会と行政との視点の違いを得点に活かす。この委員会としての市民の視点ということを踏まえて、最終的な評価をするという意見。三つ目は、この委員会において0評価を出してもよいが、それで突き放してしまうということではなく、再提出をしてもらう仕組みにすればよいのではないかと、という意見。

委員:仮に10名いるのであれば、全員が0点になることはないと思うので、その中で他の委員の意見を聞いてみるということも必要ではないか。

委員:活動に関しての支援だけでなく、今回の市民提案型の書類の作成についても市民活動推進課で支援する形があってもよいのではないかと。このシステムを使っていくと、前回0評価だったような団体は減ってくると思う。また、団体にはこのシステムを上手く利用していただき、一層努力していただきたい。行政はそれに基づいて評価していただくと、委員会で話し合うべき時間が増えていくのではないかと。

委員長:支援という観点から見ると、申請以前の段階で事務局とのやり取りで、こうした方がよいのではというアドバイスを経たうえで申請すれば、結果的に0評価が減るのではないかとという考え方。もう一つは、委員会で0評価を出した後に、再提出してもらう、評価後の段階での支援という意見。支援をどういうところに盛り込むかという話はあると思うが。

委員:申請団体が多ければ、予算が足りなくなり、高得点の団体から順に助成金を得るので、評価の低い団体は助成を受けられない形になる。問題なのは、申請団体が少なくて、全部の団体に申請額が行き渡るといった時にどうするかということなので、その時に採択するかどうかについて議論を絞ればどうか。

アドバイザー:ルールには色々な性質・種類があるが、完璧なルールというものはない。こういうものは、ケーススタディ、ケースルールという分野で、個別に判断するしかなく、一般的なルールは当てはまらないこともある。ネガティブチェックはできるけれども、ポジティブチェックは実際にやってみないと分からない。中身はもちろん検討しないといけませんが、やってみた結果、チェック方法をフィードバックして見直していくことを繰り返していくしかないと思う。先程の2段階評価の意見は大変難しいと思う。行政も評価の物差しを持っていない。介護保険の場合は、細かく分析して明確な点数化をしている。物指しがあるから機能している訳で、この物指しが無い場合は出来ないのではないかと。走ってみて、どこがだめなのかということをチェックしていきながら、次回につなげていくことが重要。フォローアップして

やっっていくしかないと思う。

委員:大きな流れはそれでよいと思うが、評価の時間を取りすぎると、また委員会の本質からずれてしまい、技術論のところで時間を使ってしまう。本委員会の委員は、市民協働の推進について議論をしたいというのがあった。助成金額や評価の問題が、ポジティブチェックだとすればさらに難しくなるし、主観が入る領域が広がってくる。ここに時間を費やしてしまうと、例えば、今は50万の予算だが、将来500万の予算を投入すべき事業が出るようになった場合に、市民協働の推進のためにもっと違った視点が必要になるかもしれない。できるだけ時間を節約して、ポイントを絞って議論する場にしたい。技術や評価、予算の振り分け等に時間をかけず、合理的な一つのやり方として、行政側では最初に色々な情報が入るので、仮評価をやっというてもらえると委員会の作業の時間が減ると理解している。

委員長:委員会としての役割はそもそも何なのか、という意見も委員からいただいている。一定の金額の中で、予算の割り振りの作業も一つ一つ重要で、その積み重ねが、裾野を広げていくことにつながるが、同時に、他にもっと考えなくてはならないこともあるのではないか。そういう意味では、評価の部分に多くの時間を割きすぎているのは、果たしていかなものかという部分は確かにある。評価については、委員会として必要最低限にとどめて、それ以前の部分は事務局に担ってもらおうという意見だと思うが。

委員:今年度の審査は、申請団体数が初めは5、6団体、追加募集時が2団体。優先順位をつけた場合、5、6団体の場合の優先順位と、2団体の場合の優先順位では、評価基準が曖昧ということが問題ではないか。申請数が少ない場合、全ての団体が採択されてしまうということがあり得る。

委員長:支援をするにあたって、申請数の違いによって評価の意味合いが違ってくる。申請団体数が少なければ、予算の範囲内で満額支援できてしまう。そのような年度は、それでよいとしていいのかどうか。まだ予算に余裕があるとしても、市民協働を支援する限りは、一定の基準をクリアするという条件を設けた方がいいのかどうか。

委員:助成金の使途を更に制限をするのはどうか。申請事業の中で、資格取得のために申請している事業があり、個人の利益なので支援対象にならないと思う事業もあった。書類作成の段階で仮評価するという意見があったが、そのチェックを厳しくすれば、支援対象にならないと思われる事業があがってこないと思う。そのチェックを行政にお願いする。

委員:申請団体数が多い、少ない時にどうするかという視点も大事だと思うが、市民協働という視点からすれば、勿論中身も精査しないといけませんが、色々な団体が申請できるように門戸を広げるようなことも重要なことだと思う。今の意見のように、2団体のときに全て助成するというのではなく、一つの基準はきちっと決めなくてはいけない。いかに多くの団体が申請できる環境作りという視点が大事。

委員長:申請団体が多い年度と少ない年度で格差が生じ、公平性を欠いてしまうという問題がある。それをクリアした上で、申請段階で疑義が生じたものについてある程度団体とやり取りをしてから申請してもらえれば、0評価や切り捨ててしまうことへの配慮もできるという意見。

アドバイザー:資格を取得することが個人の利益になる、という意見があった。公益判断は難しい。例えば、子育て支援をしようということは、個人にとっても佐倉市全体にとっても利益

になる。これはポリシー次第である。子育て支援は少子化が進んできたから公益性があるようになってきた。資格を取るという事業が、産業が衰退している時に地元企業を興すために、若い人が地元に戻ってほしいという目的でも公益性のある場合がある。佐倉市全体の状況と、その申請事業を比べて、佐倉市を活性化するための起爆剤になるかどうかという評価もあり得る。資格取得事業を切ってしまうことが、果たしていいのかどうか。皆さんの合意が得られれば、そういう事業も考えられるのではないか。

委員：社会福祉法人は、介護福祉士などの資格を必要とする仕事なので、かつては、税金が投入される措置時代も含めて補助をしていたが、資格を取った途端に辞めていく人もいた。人を善意で考えて、良い方向に行くべきところがあるが公益活動のあり方だが、実際の人間の中には裏切る人もいる。自分の生き方を全うするために、資格を取得できるものを活用して、資格を取り、違う所で資格を活かす。これを良しとするのかどうか。佐倉市の税金を使って資格を取り、他市で事業を行うということも想定しなくては行けない。

アドバイザー：自治医科大学では、そこで医者になったら現地で3年以上いないといけない。資格を取らせたら3年位はそこでやりなさいという条件をつければよいので、資格取得は全て駄目というのは厳しいのではないか。間口は広げて、できるだけ包含した方がよいのではないか。

委員長：個人の問題と公の問題との線引きは非常に難しい。資格の問題も公益的な活動に資するということが判断できるのかどうか。モラルハザードを防ぐために、この事業を全うすることを義務化するという形で一定のハードルをかけていけば、門戸を広げた形で、かつ、そういうものを防ぐということも可能ということだと思ふ。

委員：4ページの概要、(2)6について。ここに「不特定かつ多数」とあるが、福祉や医療だと、「特定多数」という表現を使い、特定多数でも公益法人である。この辺の違いについて伺いたい。自分の解釈では、高齢者という特定の多数ということだと思ふが、医療界でも、「公衆及び特定多数の人間」となっており、不特定ではない。評価する時に、高齢者だけを対象としていることでも公益活動として考えていたが、ここで想定している不特定かつ多数とどのように違うのか。

アドバイザー：現在、公益法人改革の中で法律が上程されているが、公益法人の公益性について、列挙している。公益法人をどう定義するかということで、見直しが行われることになり、特定多数は駄目になった。医師会は、公益性の基準だと、以前は公益法人だったが、相互扶助団体である。患者は間接的に利益を受けているに止まっている。医師会から直接利益を受けている訳ではない。直接性、間接性という基準で切ろうとしている。これが、そういう意味で本当に正しいかどうかは、個人的には必ずしも正しいとは思えないが。公益というものを、どういう場面でどのように使うのかというのは、その局面で違うので、法律でそれを作ったからといって、市民公益活動に役立つ公益概念として、この場で使う必要はないと思ふ。

委員：今後、この委員会で判断、評価していく中で、公益性の確保を視点に入れていかなければいけない。社会における不特定かつ多数の人々の利益というのが、高齢者のためだけにやるということでは、違ってくるということになるのか。子育て支援は、特定だと思ふ。全ての者を対象にしていなければならないということか。

アドバイザー:社会福祉法人でいうところの公益性について、これからは公益性ということで使えるかどうかは、公益法人改革の中でかなり疑問が出てきている。特定多数でもよいかどうかは、本委員会において議論すればよいと思う。

委員:そういうやり方もあるということか。高齢者、子育て支援についても公益性があるのか。

アドバイザー:委員会の合意で決めていただければよいと思う。

委員:事務局に伺いたい。

事務局:この種の議論で、自治会・町内会の活動を公益活動とするのかという議論がある。

互助を目的とする自治会活動だとしても、環境、交通安全という活動は、社会貢献性のある活動として見ていいのではないか。公益性が時代と共に揺れ動いている状況の中で、特定の団体ではあるが、環境美化のように一般の方の利益になるものは、社会貢献活動の一種に入れていいのではないか。企業のフィランソロピーということもある。高齢者の方にしか門戸が開かれないというのであれば特定だが、公益法人ということであれば、高齢者ということでは特定できても、色々な方が入所するため、施設には転入転出があるので、門戸が開かれており、広がりを持つのであれば、それは不特定多数と認めようというような合意があったかと解釈している。公益性については広く解釈していただければ有難い。

委員長:公益性の問題は、解釈し続けていき、定義問題はしない方がよい。「特定の」とは、例えば、教育、福祉は、特定されるが、一般的には普遍化、共有化が可能なもの、誰もが関わるもの。普遍性があるものは、公益に関わる。特定の人のみが関わるものは、若干公益性とは異なるが、特定の人から更に広がるのであれば公益に関する。それをどう捉えていくのかは、解釈の問題しかない。あとは、この委員会で合意形成していけばよいと思う。

委員:4 ページ、概要のところ、前提条件として各種法令等の諸条件を満たしていることとあるが、具体的にはどのようなことか。

事務局:申請の段階で関係各課に照会し、法令等に抵触するかどうかについて事前に確認を取ることで、問題なく委員の皆様で判断を下せるものと考えている。しかし、それらの確認について時間を要し、プレゼンテーションの直前にその確認が判明する場合もあるので、この項目を設けさせていただいた。

委員:申請書類が上がってくる前に、行政の中で全部クリアしてくるということか。

事務局:基本的にはクリアしておくべきものと考えている。

委員:本委員会の問題ではないということか。適否があった場合にはどのようにするのか。

アドバイザー:問題があっても分からない部分はある。神社の境内などの所有者については、本人の了解を得ているかどうかの部分までは分からない。分かるところまでの部分をこの場で議論して、さらに調べる必要があるものも出てくるのではないか。適否についても、ここで審査する時までには完全に分かっているとは限らないということ。それはその場で考えざるを得ないのではないか。

アドバイザー:たくさん応募していただけるようにする必要があるし、たくさん応募していただければ今議論している問題はかなり解決すると思う。先ほどのアドバイザーのお話は非常に反省材料であって、予め細かく項目を作っても、結局は常識で判断していかなくてははいけないし、各委員が、会議の中で考えていくしかないと思う。評価項目が6つあるが、本当に評価できるのか心配。結果的には○×△位しかできないのでは。出来れば2つ。○が6

人以上いたらよいか、×が6人いたら駄目とか、その数字もやってみないと分からない部分はある。

委員長:○×△だと大体△に偏ってしまうことがあり得る。

アドバイザー:逆にいうと、△は一人いくつまでと決めておく。

委員長:まず、足切ラインという表現はどうなのか、というところがあり、申請段階である程度事務局とやり取りをしていただく。そこで疑問のあったものについては、ある程度の水準まで作ってから申請していただく。また、2段階評価については、少し難しいところがあるので、事前のやり取りを踏まえた上で、この委員会に提出していただく。次に、0評価についてどうするか。年度によって公正さが失われてしまうのはよくないので、一定の基準を設けていく必要がある。足切りというよりも、委員会に上がってきたものを点数化し、一定割合以下のものは、再申請をしてもらうようにすべきかどうか。あとは、満額補助云々の部分について、意見をいただければと思う。事務局の案だと、満額のもの、当落線上のもの、足切りのものがある。足切りのものをどうするかということで冒頭の議論があったが、配分額の問題についても意見をいただければ。満額補助のみの0か100という発想なのか、ある水準に達したものは満額にして、それ以外の部分で多少分け合うという発想なのか、その辺についてはどうか。

委員:全部満額になってしまうと、それぞれの評価で5・3・1・0点にしている意味がない。アドバイザーのご意見のように○か×でもよいと思う。0点は別として点数主義でやるとすれば、上位の何団体は満額というのはおかしい。点数主義であれば、1位は満額としても、2、3位は1位とは何か足りなかったということで、金額に差をつけてもいいのではないか。

アドバイザー:この配点というのは、全体の申請事業に対するプライオリティをつけるということにしてよいのか。採択するかどうかの話とプライオリティをつける話は別の話だと思うが。

事務局:ケース1を見ていただきたい。委員会でプライオリティ・順位付けを行っていただき、その順位付けをもって市側で補助額を決定することになる。委員会の所掌事項としては、点数による評価と順位付けということになる。

委員長:ある委員が点数をつけても、結果的にそれが反映されないということも出てくる。

事務局:ケース3、4が評価得点を反映した考え方にあてはまる。

委員:議論をしても、机上の空論のような気もする。アドバイザーがおっしゃった、とりあえずやってみて、駄目だったら修正を加えるというのが良いと思う。本委員会では、採択・不採択を決めるということ。

委員長:プライオリティをつけるということではないということか。

委員:その部分を一度確認した後、プライオリティがついたらどのように予算を配分するかという部分について、とりあえず評価、選定方法を事務局側から提案してもらい、委員会で合意、了承してやってみる。その後の中で改善点が見出させたら委員会から提言していくということで年々進めていけばよいと思う。最初から100パーセントのものは難しい。当初の市民協働の制度設計どおりには思うように進んでいないのかもしれない。

アドバイザー:まず基本的に採択かどうかを決めるということによいと思う。金額の問題は、申請事業予算の金額が多すぎる少なすぎるという部分はある。それは採択かどうか、プライオリティとは別の次元、判断だと思う。採択かどうかということと、適正な予算配分の両方の

チェックがあったときに、まず、採択を決めた上で、あとは予算付けしていくときに、この部分は必要ない、という意見をつけて、相手にも納得してもらわないといけない。機械的にいくものではない。7、8件の中の判断なので、1件1件審査していくことは可能では。

委員:今年度その方法でやってみたが、時間が足りなかった。評価するにあたっての下調べ、ヒアリング等の作業について、申請が50件あったらどうするのか。この委員会で出来るような話ではない。走りながら考えるのもよいが、それで現場が振り回されているということもある。ある程度の枠づけが必要。この委員会は、全体を見据えて今は申請が10件のものを50件にしていくための話し合いをすべき場だと思う。250万位の予算の話に多くの時間を費やすのは果たしてどうなのか。今年度やってみた結果、今回の事務局案が出てきた。より有効で質の高い委員会にしていくためには、できるだけ労力を省き、簡素化した方がよい。○×△はみんな同じような感覚だと思う。事務局案で、おおよその点数をつけてから委員会に出てくれば、時間を省略できる。50件申請があっても、ヒアリングを受けた後にすぐ修正できるという合理性はあってもよい。

委員:委員会では、採択・不採択だけを決めて、その後のことは事務局にお願いする。事務局は、申請団体とやり取りしながら、金額を削減できるところは削減するというようなことをしながら、こちらが採択した団体には、何かしらの助成ができるような形にするというのはどうか。全部の団体を採択して助成すると言ったのに、30件応募があった場合、上位5件しか助成できない、30件を採択したが、下位の25件は助成できなかったということになると、申請年度によって変わってきてしまう。採択したものに関しては何かしらの助成をする。助成金額については、事務局にお願いする。プライオリティについては、委員会で点数をつけたものを参考に調整してもらうのはいかがか。

委員:アドバイザーの意見にあったとおり、配分と金額については、そのとおりだと思う。今年度の申請事業の中で、素晴らしい企画であっても人件費に多くの費用がかかるというケースがあった。果たして人件費に投入する金額なのかどうかを考えていくと、2つの視点でやっていく形がよいと思う。

委員長:休憩後は、決をとるべきなのかどうかも含めて調整をしたい。

【休憩】

委員長:本日、事務局案の細部までの決を採るのは難しいので、最終的な決定については、次回の委員会とする。本日は、ある程度の部分まで合意ができればと思う。まず、基本的な流れとしては、事前にある程度事務局とやり取りをして体裁を整える。ただし、あくまでも市民協働なので、どういう事業であるべきなのかについては、全て事務局に委ねてしまうのではなく、我々市民の視点での評価が入らないといけない。この部分をもう少しこうした方がいい、というテクニカルな部分については申請段階である程度やり取りをして、改めて申請書に考えていただくということがあってもよい。基本的な評価については委員会が行う。採択とプライオリティをつけるということを委員会で行う。基本的な流れと大枠については良いと思うがいかがか。事務局案の中で、3ページ以降、委員会の所掌の中で、評価対象の部分については、細かく金額を決めるということよりも、採択とプライオリティをつけるということにこの委員会としての役割を求める形にする、という点についても大枠としてよろしいか。

委員:全員賛同

委員長:次の(2)事業の評価及び選定の基準等については、評価項目、配点、現状に対しては、資料2に書かれている。先程○×△という意見があったが、委員会としては、もう少し評価を細かくしてもよいと思うので、点数による評価がよいのではないか。ただし、細かすぎても逆に機能しなくなる部分もあるため、アドバイザーの意見のような常識的な判断という部分が大きなウェイトを占める。現実問題があるので、一定の数値化するという形で基本的には良いと思う。点数については、現在提案されている、5, 3, 1, 0 点の点数がよいのかどうか。これも3点が多くなってしまふことが予想される。この点数については、もう少し詰めるという形で、今回は預かりにさせていただきたい。点数で評価するという点は合意とし、点数の配点のあり方についてはもう少し検討させていただく。評価項目の6項目についても、この6項目では多すぎるというような意見もある。評価項目についてももう少し詰めた方がよいと思う。点数と評価項目については、次回の委員会で改めて決を取らせていただき、今日の段階では保留という形にさせていただきたいが、いかがか。

委員:全員賛同

委員長:5ページ、②の評価及び選定の基準ということで、足切りという表現がある。支援可能な事業かどうかということが基本的なポイントであるため、足切りという、いかにも切る、というニュアンスに受けとられかねない。この委員会として採択をするのか否かということなので、基本的にはこの部分に対応するという趣旨でよいと思う。このラインの設定については難しいところもあるが、プライオリティをつけるという中で、ある程度委員会としての意見を反映させていくこともできるかと思う。それを点数の合計点という形で、採択するか否か、その後プライオリティをつけるということを考える。ただし、何点以下は不採択という基準も設けるべきなのかどうかについてだけ確認をさせていただきたい。切るということはやめて、どんなに少なくとも助成するという意見、あるいは、一定の線を引いた方がよいのではないかという意見がある。本日、決を採るのは難しいかもしれないが、この部分について意見があれば伺いたい。

アドバイザー:足切りという言葉は良くない。大学で使用した時に障害者団体からの指摘があった。資料の下に、支援可能事業とあるが、分かりにくい言葉なので、「支援候補」、「支援候補ライン」、「支援候補団体」等として事務局とやり取りする中で、支援候補となりうる団体を委員会にあげてもらおう。支援候補とならない団体については、事実上、今の言葉で言うと足切りをするということになる。

委員長:委員会にあがってくるかどうかについては、テクニカルな部分である程度カバーして、基本的には委員会にあげてもらい、委員会の中でプライオリティをつける中で、予算範囲の中でどう捉えていくのかということだと思ふ。

アドバイザー:これは数次第ではないか。

委員:その通りだと思ふ。

委員長:数次第ということはあるが、年度による申請件数の違いによって差が出てしまうことは極力回避したい。そういう意味での最低限の採択をするかしないかの線引きの部分はこの委員会で判断する。これも点数で評価した方がよいのかどうかについて、ケースバイケースの部分があるので、きちんと決めておく方がどういう状況であれ客観的に判断できると

いう意見もある。

委員:0点がついたら駄目にするということではなく、0点のものについて、もう一度委員会で意見を聴き、話し合いの中で今回は見送るというような形にしたほうがいいのではないかと。0点を誰かが評価してしまった以上は、何らかの問題があったということだと思うので、それを話し合い、その上で、採択か不採択かを判断すればよい。

委員長:0点がついた場合には、基本的にはその段階では不採択だけれども、それを次の支援につなげるような形でフォローするということか。

委員:少し違う。

委員:不採択に決定するのではなく、もう少し委員会で話し合うということか。

委員長:継続していくということか。

委員:0評価について説明していただいて、委員の間で議論することが重要。時間がないということもあるが、それが我々の仕事だと思う。

委員:事業が盛んになり、申請が多くなったときに、0評価の事業までここで審議する時間があるのかどうか。例えば作業部会、下部機関を設けて作業をしていただく。この委員会では、市民提案型、行政提案型が出たときに、団体とヒアリングすることも含めて、将来を想定して何を考えたらいいかを議論するために集まったと思っている。何十団体の点数評価をするのは困難ではないか。来年はいくつ申請があるのか分からないが、1、2回の委員会で結論が出せるのか。また、適切な評価になるのか。現実的に考えていかないと。

委員:逆に、今年度のことを踏まえて進めていくのが現実的だと思う。来年度、急に20、30件の申請があるとは思えないので、できる方法としてやってみて、20、30件の申請があがってきたらその時点で考えればよいと思う。

委員:急に追加で委員会を開催すると言われても時間を取りにくい人もいる。作業部会を作って参加できる人に作業をしてもらい、全体で集まるものは予め審議内容を設けておく。

委員:年間予算は、6団体で300万円ぐらいか。

事務局:今年度は241万円。

委員:10、20の団体に補助することは不可能。来年度にたくさん申請があった場合は、待つて翌年度とし、それを審査して、優先順をつけるのか。

事務局:詳細は決まっていない。

委員長:そこまでは想定されていないということか。

委員:申請が少なかった時の方が問題。40、50件の申請があった場合には、先程の足切りというようになるのでは。

事務局:委員会としての意見を市に出していただければ。

委員長:足切りの形で考えるのではなく、不採択にするというよりも支援の可能性を探る。ただし、申請数が多くなる場合も想定して、その場合には別途作業部会を作っていく等の対応をしていく。このような趣旨として案を詰めていく。この決議についても次回の委員会に委ねるということでもよろしいか。採択、プライオリティの問題を主に、ただ切るのではなく、少しでも支援できるようなことを考えていくということと、数の問題への対応については、別途対応できるようなところを考えるという形で、今日の段階では了解をいただきたい。

アドバイザー:個別評価項目について、市民の方が見たときに表現がわかりやすいのかどう

か。「的確な課題把握」や「成果達成の実現性」は市民には難しいのでは。趣旨は汲んでいただいて、行政用語ではなく、市民の言葉に直す。委員から具体的な提案をいただいて、市民の目線での物差しがあった方が望ましい。言葉としては非常に正確だが、かえって市民の方に分かりにくくなる可能性もある。

委員長:言葉については、次回の委員会の案を作成する前に、委員から改めて提案していただくということも良いと思うが、いかがか。

事務局:今回の意見を整理して、様式を定め、メール、FAXでも受け取れるような形で意見をいただき、委員長、副委員長と協議した後に提示する形にさせていただきたい。

委員長:最後に、満額補助、当落選上の話だが、プライオリティをつけて、細かな金額は、事務局に委ねるとしても、満額補助と一部減額の部分について、上の順位は満額、その他の部分については、残った部分で割り振るという案が出されているが、基本的な発想として、比例的に考えた方がいいのか、それとも上位は満額、それ以外の当落選上については割り振って考えるのかについて確認をいただきたい。

委員:比例でよいと思う。国際交流基金では比例で補助金をいただいていたので、不足分は自助努力で補った。ここで○×△という感覚であれば、何が一番かは相対的なものなので、ここで採択したものについて、評点で案分する方がよい。

委員長:その意味では、現状に近いということか。

委員:オールオアナッシングの考え方で、きちんと事業が実行できるような補助をするべき。残った予算額については、無理に割り振ることをせずにそのまま残せばよい。全額補助をするか否かはこの場で協議すれば良い。額までは我々が決める訳ではない。

委員長:今年度のように、この事業にこんなにお金は必要ないだろうという判断はあった。これについてオールオアナッシングという考え方で対応できるのかどうか。

委員:申請する側としては、事業申請時にチラシを何枚刷るかについて、はっきりと分からないので、多めにいただくというのが本音のところ。比例の方がよい。

委員:申請する側として、評価が満額でない場合、来年はここを変えたり、自分たちの活動に対しての学習になるという意味では良いことだと思う。

委員長:今のところ比例の方が良いという意見が多いが。

委員:NPOサポートセンターやボランティアセンターもあるが、公的な補助や財団法人の全国の補助団体一覧というような本等を使いながら、色々な形でお金が得られるという方法がある。補助金自体を知らない人も多いので、こういうものをサポートセンターで併用しながら支援していく。お金が不足した場合の対応方法もサポートしていかないといけないが、この委員会では機械的に終わってしまうかもしれないので、協働事業を推進していくためにこういう情報の伝達、知識の交換が必要。裏方のフォローというものを汲んで整理していったらよいのでは。

委員長:支援という部分をどのように捉えていくのかという時に、支援内容を併せて団体に伝えていく。

委員:その活動を見て、大きな視点で支援していく。

委員長:この委員会以外の支援を併せて考えると、その事業が更に有効に展開できるということか。

委員:この委員会は金銭支援を行うけれども、関係機関との繋がり等も紹介できるような場所になったらよいかと思う。

委員長:その部分については形にならない部分だが、次回改めて検討して、案を提示していただく。プレゼンテーションについては義務化という方向でよろしいか。

委員:全員賛同

委員長:当初は決を採る予定だったが、それぞれが重要なポイントなので、これまで確認した考え方で再度詰めていく。満額かどうかという部分については、次回の委員会で最終的な決をとる形にさせていただきたい。以上で市民提案型については終了とする。次に、二つ目の協議事項として、行政提案型について事務局より説明を願う。

事務局:8月の委員会において市民協働事業行政提案型について、政策調整課からの説明内容に対し、委員の皆様から意見をいただいた。主なものとしては、行政提案型を採用した背景・目的をはっきりしてほしい、公募する事業の選択方法について、市民ニーズの反映についてどう考えるか、事業の成果やガイドラインについてどう考えるか、単体への応募しかできないのか、ジョイントのようなものを考えられないのか、事業期間についてどう考えるのか等々。まず、(1)対象となる事業の性格について。資料中で、左半分は、前回の説明内容の主だったもの。右側に委員の意見を項目に従って整理したもの。市民協働事業の市民への周知という観点からも、事業の目的を端的に明示し、協働の意義が正しく把握されないと、単に市の施策の手足として安上がりに使われる公益団体という誤解が生じるかもしれないという指摘があった。PDCAサイクルのDOの部分だけとは考えていない。今後、要綱、パンフレットの時点でそのように努めてまいりたい。(2)、(3)については特に委員の意見はなし。次に、2. 制度の基本的な考え方の意見については、そのように考えている。行政提案型については、市の事務事業の中で、市の政策として、特定の事業を市民の皆様と協働で取り組んだ方が良いものを協働で行おうとするものなので、目的・成果については、そうあるべきということで同意がなされている。手法等については市民のノウハウの方がよいのではないかと、ということで実施するものなので、市民公益活動団体が主体となる事業であると考えている。3. 制度の具体的な検討、(1)対象事業の選定ということでの意見について。行政提案型については、市の政策として、事務事業の一部、特に新規単年度というものが取り組み易いと考えているが、市民公益活動団体との協働が前提となるので、全ての事務事業を対象とすることは難しい。委員の意見としては、可能なものは全て実施という意見だと思うが、例えば、幹線道路の土木工事というようなものは想定外になると思うので、全ての事務事業は含まれない。ただし、佐倉市では事務事業成果測定に取り組んでおり、市民へ説明責任があるので、公募事業の選定に対しても、その点を意識して意見を募ってまいりたい。今後、この事業そのものが、行政スタイルの変更を伴っていくと考えられる。まず、パイロット事業やモデル事業として始めて、評価を見る中で、公募事業の選定、事業を単年度にするかどうかを含めて、委員の皆様の見解も尊重してまいりたい。②の意見として、公募テーマを明示すべきではないかとのことだが、そのように考えている。制度を実際に運用する際に参考にさせていただきたい。テーマへの市民ニーズの反映については、行政の見直しとも関係してくるものなので、どの事業をテーブルに乗せるかという時点で参考とさせていただきたい。テーマへの成果目標、

ガイドライン等の設定及びテーマ検討のための組織の設置について、事務事業の中から市民公益活動団体と目的や成果を共有できるものを選択すると考えている。それぞれの事業について設定は可能と考えているので、制度運用時の参考とさせていただきたい。なお、ガイドラインについては、目的、成果を共有したとしても、手法が異なるということもあるかと思う。あまりに詳細なガイドラインは厳しい。それなら行政がやった方がよい、となってしまう。その点を盛り込むことについても協議してまいりたい。テーマを検討するための組織の設置について、市民協働推進委員会とは別の組織をとという提案だが、現組織と別組織の権限をどうするかということも出てくる。当面は、テーマを設定する段階で、内部で関係する事業担当課等と検討組織を設置するということについては考えられるのではないか。別の委員会の設置については厳しいかと思う。(2)実施団体の公募選定について、テーマを提示してからプレゼンテーションまでの間に、必要に応じて担当課の事業説明会の開催や提案のあった企画について担当課からの意見聴取の機会を設けているので、その中で、徐々に絞れていくかと思う。募集のテーマを踏まえた対象団体の選定を行っていききたい。プレゼンテーションまでに、ある程度団体は絞られてくる。ただし、最終的な実施団体の選定については、委員会からの意見を踏まえて、市と公益活動団体との協議が整ってから市が決定する。なお、ジョイントについてもプレゼンテーションまでに、団体の皆様の声、委員会からの答申を工夫することで可能性としてはあるものの、難しいかと思われる。また、団体が事業を途中で止めてしまった場合は、市の事務事業なので、市が責任を持ってやらなければならない。この点が最も市民提案型とは異なる点であり、担当課もかなり神経質になる部分。市民公益活動の議論の中で、必ずサービスには受け手があると指摘を受けたことがあったが、団体の事業の継続性については特に大事になってくる。最後のページで一番多く出てきた意見は、事業年度と予算の関係について。予算措置ということがあるため、テーマに応じて柔軟に対応することは考えられるが、原則は、単年度とせざるを得ない。特定の団体に来年度の補助を約束することが許されない制度になっている。事業評価の中で委員から意見をいただく中で対応していきたい。担当課が翌年度予算として、事業金額を設定するものなので、事業によって、高い安いがあると思う。ただし、事業経費については、協定に基づき支出するとあるが、実際に市が契約等になると入札になるので、上手くその辺に対応した制度としたい。青天井ということはないが、青天井のような事業は、最終的な詳細部分は、あたってみないと分からない部分があるのでご理解いただきたい。事業経費の取扱いは、団体の育成・支援という観点はあるが、市の財政状況や契約等に関わる法令等の制限を踏まえた上で、実現可能なものとして制度設計していきたい。委員からの意見に基づいて現時点での市の考え方を提示した。本日意見を伺った中で、詳細や具体的な点については、次回以降に提示していきたい。

委員長:資料は、各委員から出していただいた意見への回答となっている。行政提案型は、市民提案型とは趣旨・観点が異なるが、市民協働に資する一つの手法、位置づけということだと思う。ただし、委員意見にあるように、どのように運用していくかによって意味合いは大きく変わってくる。行政のスクラップアンドビルドの一環だという非難は当然出てくると思う。そういう部分がないのかといえば、確かにあると思うが、それをどのように市民協働として運用していくかが重要。そういう趣旨で位置づけていくことが大事。他の自治体の例を

見ると、行政評価と連動し、行政プロセスに多くの市民が参加していくという趣旨で結び付けて考えている。そういう意味では、この制度が両意的な側面を持ちつつも、少なくとも市民協働という観点では、今後どのように開かれていくのかということは、大きな可能性がある。これも運用の仕方如何では変わってくるので、趣旨を違えずに見ていく必要がある。事務局の説明について意見いただきたい。

委員:児童虐待問題として、杉並区はヘルパーの派遣をしている。1日2時間まで、月に3回無料。今、児童虐待を民生委員が把握するのは難しい。虐待が起こってから有識者で会議をするよりも訪問する方が効果がある。杉並区は3歳まで有効である。世田谷区は保健師が訪問している。世田谷区は保健師が乳幼児のお宅を訪問して、悩み等を聴いている。非常によいこと。虐待予防になるし、育児のアドバイスができる。これが行政提案型に当てはまらないかと思った。これは、単年度事業だと継続できないので、その辺はどうなのか。各課から課題を出してもらいが、ジョイントできないのか。まず虐待が起こらないように乳幼児のお母さん方の相談相手になり、アドバイスができれば、虐待というのは減っていくのではないか。また、児童家庭課に協力できないかと感じた。単年度型となると、ボランティアグループの資格を持っている方が、どれだけ参加してくれるのかが問題。世田谷区のように保健師が回って市がやっていただける方がよいのかなと思う。

委員:結局、担当課が動いてくれないと何も成し得ないというのが現状で、担当課の職員が、一職員の方には共感してもらっても、システムのどこかで動きができないのが現実。行政主導型で、担当課から私たちが思っていることを課題として発信できるのかどうか。それが行政主導型で出来るのかが疑問。

委員長:行政提案型は、庁内の各課から協働事業として出してもらい、それを市民に公募する。そもそも市民がこのシステムの中でこうしたいと思っているのにも関わらず事業として提案されなかったらどうするのか。市民のニーズが反映されなかったらどうするのか。

委員:地域福祉計画の策定委員会で福祉以外の要望、課題が200程あったので、それを見せていただいて、どういうものができるのか各課へあげてもらい、目を通していただけるのではないかと。市民の要望と全く違うことをされても無駄である。

委員長:この回答だと、制度運用時の参考にするとはあるが、運用も重要だが、運用過程の中で、もっと行政提案型で取り組んだ方がよいのではないかと市民の声が、仕組みの中で反映されていくのかどうか、その辺について事務局に伺いたい。

事務局:募集テーマの設定にあたっては、担当課次第の部分もあるが、政策調整課としては、市民意識調査という手段があるのでそれを活用して、今の意見にあった危惧されている部分については、今後詰めていけるものと考えている。

委員:福祉計画で200程度の意見が出てきて、さらに社会福祉課がタイアップしている。その中でどの担当課からどのように提案されるのかが問題。

委員:行政主導で作った福祉計画、社協が旗振り役で市民が作った福祉活動計画の中で、住民懇談会等で抽出した意見の中で、行政ができるもの、民間・市民ができるもの、行政と市民が協働でできるものに分けたものもある。提言書も含めて市長のところには行っていると思うが、協働の部分を見てもらい、こちらの方でも参考にしてもらうのはとてもよいと思う。それが関係各課の情報の共有としていいのかなと思う。市民から出た身近な意見が

重要なので、注意していただけたらと思う。

委員長：市民から出されたような意見や視点がある程度反映させていただきたい。行政がやるべきもの、協働でやるべきもの、市民がやるべきものを見極めも含めて考えていけばよいのか。

事務局：現場サイドとしては、市民の側も含めて各課が最初はモデル事業で、どれだけこの事業をこういうものに使える、これでやっていけるというものを浸透させていかななくてはいけない。そのための事業選択の中で、どこまでが行政がやるのか、どこまでが市民がやるのか、その間のどの部分をどのぐらいの割合を協働で行うのかについては、検討する必要がある。まずは、市民協働推進委員会、市民協働条例を含めて、大丈夫だという認知をさせていきたい。

委員長：庁内的な観点から言えば、色々な課から協働事業について出してもらいたい狙いがある一方で、これまでの事例が無いために、協働のみでやっていけるのかという、不安や不透明な部分はあると思う。協働というのはこういう意味や可能性があるということを経験的に納得してもらわなくてはならない。最初はできることから始めて、これだけできるということを経験的に示して一步一步進めていきたいという考え方がある。ただ、仕組み、制度の問題として、市民がこれなら自分たちでやれるという選択肢が出てこなければ、そもそも制度自体が機能しなくなる。その辺をカバーできるようなことを制度に盛り込む必要があると思う。

委員：3. 制度の具体的検討の中で、制度を検討していく上で重要なのは、全行政サービスの棚卸だと思う。これをきっちりと規定して各課に理解してもらうところから始める必要があるのではないか。

事務局：具体的には行政評価というものがあるので、市民協働事業とは別のものと考えている。地域福祉計画については、今パブリックコメントが終わり、年明け位の報告になると思うが、一番新しい直近のニーズになるので、この委員会で検討する価値は十分ある。

委員：どのように市民のニーズを把握し、考えていくか。例えば、自治会・町内会だけでなく、学校等も必要だと思う。子供であっても支援できることもあるだろうし、そういうことであれば、市民協働について教えていかななくてはならないと思うので、その辺についても考える必要があるのではないか。

委員長：難しいところは、市民のニーズと行政の考えている事業がどう合致するか。また、庁内の事情があると思うので、両者をどのようにすり合わせができるのかという点が制度の要の一つになる。行政内部の事情をある程度踏まえた上で、行政が市民協働でやれるのではないかというベクトルと、市民の具体的なニーズをある程度反映させなければ、行政提案型といっても名乗り出るものがなければ、形骸化してしまう側面がある。

アドバイザー：行政は法律に基づいてサービスを提供している。社会福祉関係はあまり裁量がない。現実問題として、児童虐待問題など厚生労働省の制度そのものが、穴が抜けている。児童虐待防止法ができて、事前の予防の話は全く無い。三重県では虐待防止条例を制定した。そこでは、NPOや市民が参加して法律を囲み、形になっている。そういうやり方をしようと思うと、行政と手を組んでいくだけではなく、市民も巻き込んで、この委員会の枠を越えた話も出てくると思う。ただ、事業を行政側から提案するとすれば、限られた

財政の中で市民協働をやっというところだとほとんど限られてきて、モデル事業になっていくというのは、ある意味合理的だと思う。議会を通して市にこういうことをやれというようにやっというの難しい。三重県の場合は、県なので多少大きなお金が動いてやっというのかもしれないが、市単位ではなかなか難しいかもしれない。市町村の助成も大体は法律を執行しているのがほとんど余地がないというのが現状。お金も人も外から持ってこないといけないのが現実としてある。

委員:二つ手法があると思うが、一つは、助成側で大きな抽象的なテーマを5つぐらい設定して、助成するというもの。具体的に細かい単位だと行政も我々側も困ってしまう。児童の福祉に関すること、環境に関すること、そういうテーマで行政が提案して、これに対して、例えば、ブラックバスを釣ったり、公園をきれいにするとか、そういうものを具体的に提案してもらって市民が申請する。また、配食サービスを社会福祉協議会と一緒にやらせていただいているが、これを市とできないかということをお我々が提案し、市の施策として検討してもらいたいと市のスタッフと話をしたら、市内全域で配食サービスやるので事業者を募集するという事になった。市提案型としてできないのか、24時間の介護が佐倉市では必要ではないかという提案を、市内の施設や行政に課題を持ちかけていくとよいのでは。小学校も行政とすると、将来の子供達が、その地域にいるので、学校が年間の計画の中に入れてやるという手法は現場にたくさんあると思う。抽象的な大きな助成団体が募集をかけるような、あるいは現場の声を集めるようなものを、各課を通して行政提案型でできないか

委員長:もちろんテーマが変われば置かれた状況によってどちらがよいかという二者択一ではないが、現場の視点からすると、両方とも有効な可能性だと思う。この制度の中では、事務局としてはどういう想定をしているのか。後者であれば更に柔軟性が出てくると思うが。

事務局:現時点ということでは、市民意識調査等、既存の揃っているものの中から有効に活用していく。将来的には、委員会の意見を踏まえた中で、市民提案型と行政提案型を見直していく機会が必要になってくると思う。その中で協働自体を総合的に取り組んでいかなければいけない。その時点でまさに事務事業の見直しという可能性があると思う。

アドバイザー:今の発言の趣旨は、行政としては怖いということ。現段階で市民がきちんとやってくれるかどうか。行政は失敗を恐れる。一度成功例がないと庁内的な合意が中々得られない。行政の体質もあるが、一旦行政でやった以上は完璧にというのが市民の声。事業をやれば成功も失敗はある。市民や議会から、なぜ失敗した、という声があるので、確実に成功するものしかやらない。そういう意味で行政の場合は悪循環がある。

委員:福祉の領域で言うと、地域密着型の交付金事業があっ、この応募が0だった。NPO、株式会社、社会福祉法人でも応募できるが、誰も名乗り上げない。つまり、名乗り挙げないということは、逆に我々市民の方も怖くてできない部分がある。この誰も応募がないものであっても、行政が提案して、我々の方に提案してもらっ。福祉以外の分野にも補助金があるので、違和感はないのではないか。ただし、それが佐倉市の施策として周知されているものなのか、地域密着型の国の交付金で、千葉県抜きでダイレクトに入ってくるものなのか、担当者には予算をどうつけられるのかだけを考えればよいので、そんなに難しくない。募集をしても、応募が0だったとしてもそれはそれでよいと思う。一部の入札においても、佐倉市の今の一般競争入札に対しては、応札が無いという事態もあるので、その辺はあ

まり心配しなくてもよいと思う。

委員長:今日で結論を出すということではないが、今日の意見を極力制度設計に反映できればと思う。他に意見がなければ、以上としたい。

委員:市民協働推進委員会が、何を課題とするかというのをこの委員会から発信することも役割としていると考えているのか。

委員長:そのように考えている。今日予定していた審議は以上とさせていただく。今回の議事録署名人は松崎委員にお願いしたい。最後に、その他の報告として事務局から。

事務局:地域まちづくり協議会について報告させていただく。地域まちづくり協議会の取り組みについての進捗状況について。現在、佐倉東部地区の白銀小学校区、臼井地区の王子台小学校区の2つの地区で準備委員会が発足され、検討いただいている。白銀小学校区では、各自治会・町内会長、小学校、各種団体の代表に対し、2回の説明を開催し、出席者の同意を得たので、準備委員会を設置し、今後準備委員会として検討。王子台小学校区では、自治会・町内会長に2度の説明会を実施し、設立の是非を含めて検討していただくための準備委員会が発足し、1月下旬に支援アドバイザーによる市民協働、地域街づくり協議会に関する講演会を予定している。2点目として、次回以降の日程、今年度については、あと2回程度を予定している。審議項目としては、本日の会議で結論の出なかった市民提案型選定手法等、支援事業の報告、評価の部分について審議いただく予定。次回の会議日程2月から3月にかけて、開催日は後日連絡させていただきたい。

委員長:地域まちづくり協議会については、佐倉市が脚光を浴びている部分である。千葉県下の自治会でも、市民相互、行政との媒介の可能性への期待は大きい。取り組みを積み重ねていくことで先進事例になっていくのではないかと期待したい。次回以降は2月から3月に2回開催。保留になっている部分、選択事業の報告を含めて確認したい。

平成20年2月14日

委員長	関谷昇
副委員長	高岡良子
議事録署名人	松崎裕美子